いつかのために知っておきたい

成年後見制度

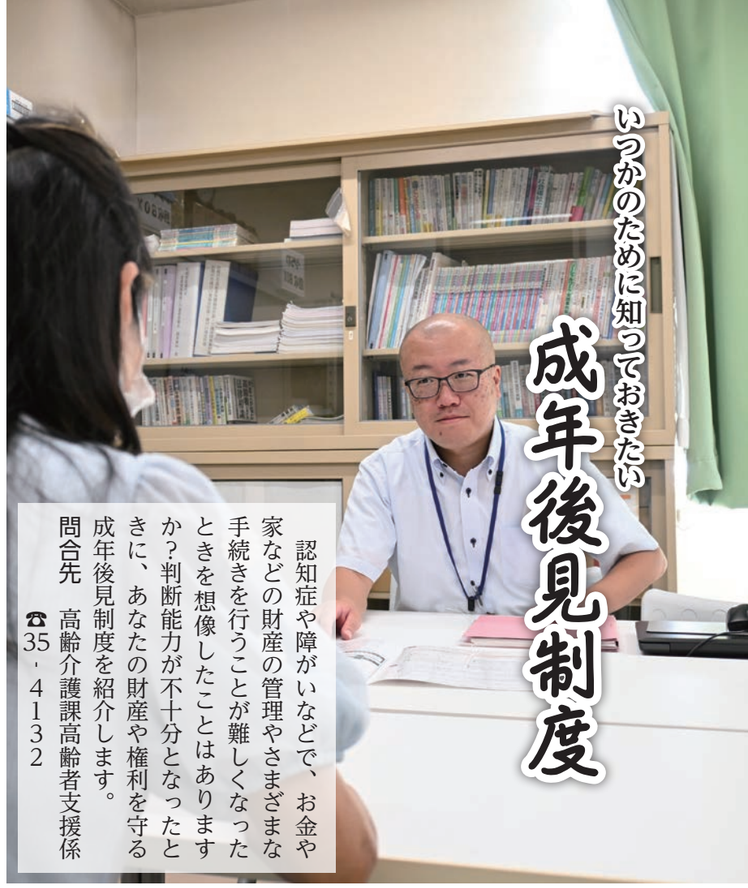

認知症や障がいなどで、お金や家などの財産の管理やさまざまな手続きを行うことが難しくなったときを想像したことはありますか？判断能力が不十分となったときに、あなたの財産や権利を守る成年後見制度を紹介します。

問合先　高齢介護課高齢者支援係　☎35-4132

成年後見制度とは

認知症や障がいなどによって判断能力が衰えると、自分でお金の管理をすることが難しくなったり、福祉サービスの手続きができなくなったりする場合があります。自分一人では正しい判断ができずに悪徳商法の被害に遭ったり、不利益な契約を結んでしまったりすることもあります。

成年後見制度とは、成年後見人など（成年後見人、保佐人、補助人）が財産管理や契約手続きなどを手伝うことで、本人の財産や権利を守る制度です。本人の意思を尊重し、その人らしい生活を送れるようサポートします。

法定後見制度と任意後見制度

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2種類があります。

法定後見制度

本人の判断能力が不十分となった際、本人や親族などが家庭裁判所に申し立てることで成年後見人などが選任されます。

申し立てには、戸籍や財産に関する資料、親族の同意書、医師の診断書などを用意する必要があります。

本人の判断能力により〝後見〟〝保佐〟〝補助〟の3種類に分類され、申し立て資料に基づいて家庭裁判所が本人にとって必要な支援を判断し、成年後見人などを選任します。

成年後見人などには、親族のほか弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職、養成講座を通じ必要な知識や技術を身に付けた市民後見人などが選任されています。

任意後見制度

将来、自身の判断能力が低下したときに備え、財産の管理や施設への入所契約などを自分に代わって行う人（任意後見人）をあらかじめ選び、公証役場でその内容と方法を契約する制度です。

本人の判断能力が低下したら、本人や家族、任意後見受任者などが家庭裁判所に申し立てを行います。

> 法定後見制度と任意後見制度のいずれも申し立てには費用が掛かるほか、親族以外の成年後見人などには報酬が掛かる場合があります

成年後見制度はどんな時に利用できるの？

相談事例❶

相談者：認知症の父親が施設に入所しました。それまで住んでいた家を売却して施設の利用料に充てたいが、本人の判断能力が不十分で、売買の契約手続きができず困っています

相談員：成年後見人が本人に代わって不動産の売却手続きを行います。その際、家庭裁判所の許可が必要となる場合があります

相談事例❷

相談者：自分一人で生活することにだんだん限界を感じてきたが、福祉サービスの手続きも自分では理解できない。誰かに手助けしてほしい

相談員：成年後見人が本人の思いや考え、生活状況を確認しながら、必要な福祉サービスを一緒に考え、手続きを行います

成年後見人などに…

できること		できないこと
身上保護	**財産管理**	
●病院との契約 ●施設との契約 ●介護・福祉サービスの利用契約 ●入院費、施設利用料、サービス利用料の支払い ●契約内容の履行の確認、苦情の申し立て ●要介護認定の申請　など	●預貯金通帳や証書類の管理 ●所有する不動産の管理、売却 ●年金や手当などの定期的な受け取り ●家賃や公共料金、税金などの定期的な支払い ●保険料の請求 ●相続に伴う遺産分割協議　など	●医療行為の同意 ●連帯保証人や身元引受人になること ●本人の日用品の購入に対する取り消し ●実際に家事や介護などをすること　など

岩見沢市成年後見支援センター
相談支援員　瀬野尾（せのお） 行優（ゆきまさ） さん

まずは相談を

自分や家族の判断能力が不十分となり、金銭管理などに不安が出てきた際には、まずは一度〝岩見沢市成年後見支援センター〟にご相談ください。

センターには専門の相談員がおり、判断能力に不安のある方の生活や財産管理に関する困り事の相談を受けています。

本人の生活状況や判断能力など詳しく話を聞き、どのような支援が必要かを一緒に考えます。

成年後見制度などの制度を利用する際には、安心してスムーズに利用できるようサポートします。

「こんなこと相談してもよいのかな」「どうやって話したらよいか分からない」と迷うこともあると思います。でも大丈夫です。まずは話を聞かせてください。あなたの困り事をどうすれば解決できるのか一緒に考えていきましょう。

成年後見制度に関する相談・問合先
岩見沢市成年後見支援センター（11西3　広域総合福祉センター2階）　☎35-5210

私たちが相談に乗ります！

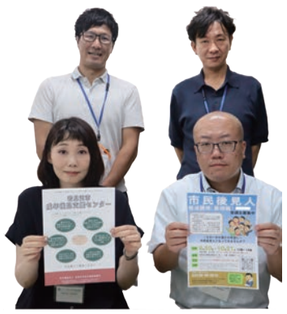

あなたも成年後見制度の担い手

〝市民後見人〟になりませんか？

成年後見人などを必要とする方は年々増加しています。そんな中、一般の市民による成年後見人などである〝市民後見人〟が注目されています。

市民後見人は、同じ地域で生活している方が成年後見人などを務めることで、本人の意向や気持ちに寄り添いつつ、地域の実情に合わせた支援をすることが期待されています。

市民後見人への第一歩

市民後見人養成講座（基礎編）

成年後見制度や市民後見人の役割、関係する制度などについて学ぶほか、援助が必要な方との関わり方なども学びます。社会貢献活動に関心・意欲のある方の参加をお待ちしています。

対　象　市内在住の25歳以上で、社会貢献活動や成年後見制度に興味・関心があり、全日程受講できる方

日　程

日程（全４回）	時間
９月30日㈫	午前10時～午後２時40分
10月７日㈫	
14日㈫	午前10時～午後４時20分
21日㈫	午前10時～午後４時10分

場　所　広域総合福祉センター（11西３）
定　員　15人（申込順）
受講料　無料
申込・問合先　９月25日㈭までに、岩見沢市成年後見支援センターへ